右の者からの付審判請求事件について、昭和五八年七月一九日東京高等裁判所が した抗告棄却決定に対し、申立人から特別抗告の申立があつたが、右申立は、原決 定に対する不服を内容とするものでないから、不適法である。

よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主

本件抗告を棄却する。

昭和五八年九月八日

最高裁判所第二小法廷

| _ | 梧 | 崎 | 宮 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|--------|
| 良 | 忠 | 下 | 木 | 裁判官 |
| 慶 | 宜 | 野 | 鹽 | 裁判官 |
| 進 | | 橋 | 大 | 裁判官 |
| 次 | 圭 | | 牧 | 裁判官 |